

1 国土強靱化

- 国は、南海トラフ地震や首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害から命と経済を守り、社会を迅速に復旧復興できるよう強靱化を推進
- その推進に向け、平成25年12月に「国土強靱化基本法」を施行し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定
- これを受けて県では、国の基本計画との調和を図りながら、平成27年8月に「高知県強靱化計画」を策定
- 強靱化の取組にあたっては、基本方針である「高知県強靱化計画」と、実行計画である「高知県南海トラフ地震対策行動計画」を一体的に推進
- 国と同様に概ね5年ごとに計画を改定しており、直近の国の改定や南海トラフ地震の県版の新たな被害想定（R8.3）を踏まえて本年度改定を実施（直近の改定 国：令和5年7月、県：令和2年6月）

2 改定の概要

【国の主な改定】

- ① 個々の自然災害の明確化、ライフラインの重要度・関連性等の再整理
 - ・事前に備えるべき目標：8項目から6項目（再編）
 - ・起きてはならない最悪の事態：45項目から35項目（再編）
- ② 近年の自然災害の教訓や社会情勢の変化を踏まえ、新たな観点を追加

【県の主な改定】

- 国の改定と県版の新たな被害想定を反映
 - ・事前に備えるべき目標：8項目から6項目（再編）
 - ・起きてはならない最悪の事態：29項目から25項目（再編）※
 - ・新たな観点を追加 ※本県の計画に含まれない火山噴火等を除く
 - ・県版の新たな被害想定を反映（死者・負傷数、被害額等）

3 計画の構成

- ① 基本目標
「人命の保護」「県政及び社会の重要な機能の維持」「県民の財産及び公共施設の被害最小化」「迅速な復旧復興」の4項目
- ② 想定リスク
南海トラフ地震
- ③ 事前に備えるべき目標
「あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ」、「必要不可欠な行政機能は維持する」などの6項目
- ④ 起きてはならない最悪の事態
南海トラフ地震発生時に想定される最悪の事態として25項目

事前に備えるべき目標 6項目

起きてはならない最悪の事態 25項目

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	①建物倒壊、②大規模火災、③大規模津波、④長期的な市街地の浸水、⑤大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生する事態 (5事態)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	⑥警察・消防等の被災、⑦医療機能が麻痺、⑧被災者の健康・心理状態が悪化、⑨食料・飲料水・電力・燃料等の物資供給が長期停止、⑩多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生、⑪大規模な自然災害と感染症とが同時発生する事態 (6事態)
3 必要不可欠な行政機能は確保する	⑫行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態 (1事態)
4 経済活動を機能不全に陥らせない	⑬事業活動が再開できない、⑭石油基地・高圧ガス施設等が損壊、⑮金融サービスが機能停止、⑯食料等の安定供給が停滞する事態 (4事態)
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	⑰情報サービスの機能停止、⑱⑲電気、ガス、上下水道等のライフラインが機能停止、⑳交通ネットワークが機能停止する事態 (4事態)
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	㉑復興が大幅に遅れ地域が衰退する、㉒人材不足等により復興できない、㉓災害廃棄物の処理が停滞する、㉔生活再建ができない、㉕文化財等が損失する事態 (5事態)